

2012年度名古屋大学学生論文コンテスト

優秀賞受賞

国際秩序観の相剋としての日清戦争

医学部5年 山田 悠至

はじめに

日清戦争を主導した外務大臣・陸奥宗光は「一は西欧的の文明を代表し、他は東亜的の風習を保守する如き異観を呈出し来れり。・・・其争因は必ず西欧的新文明と東亜的旧文明の衝突たるべし」¹と述べ、日清戦争は「西欧的文明」を代表する日本と「東亜的風習」を保守する清国との戦争、つまり「西欧的新文明と東亜的旧文明の衝突」であるとみなした。ここで「文明」とは「普遍性を帯び、何らかの主義や価値観・思想を主張」²する秩序観だとすれば、「西欧的新文明と東亜的旧文明」が国際政治の場で衝突した日清戦争とは西洋国際秩序観と東洋国際秩序観の対立だと考えることができる³。この結論を①とする。そこで、この東西国際秩序観とは日清戦争が勃発した19世紀の東アジアにおいて、どのような原理を有し、どのような相違点から衝突せざるを得なかったのか、そして、その衝突が現代の東アジアに投げかける意味とは何かを考察することが本稿の目的である。

なお、ヘドリー・ブルによれば国家間の接触・相互作用がある程度以上密になると、そこには「国際体系」が成立し、その国際体系を構成する国家が基本的な価値・利益を共有し、共通の制度を発展させると「国際社会」が形成される。そこで、本稿における国際秩序とは、国際社会における国家の行動様式であると定義する⁴。

本稿の構成としては、第1章で西洋国際秩序観が有する原理、第2章で東洋国際秩序観が有する原理について解答し、第3章において東西国際秩序観が衝突する必然性の証明を試みる。そして第4章で国際秩序観の相剋が現代に語りかける多元性の意味について考察する。

1. 西洋の国際秩序観

まず、西洋国際秩序観の唯一の主体となる主権国家がキリスト教共同体から自立する過程をみる。中世ヨーロッパにおいて世界は一つのキリスト教共同体であり、その中で宗教と分離した政治は存在しなかった⁵。800年に戴冠を受けたカール大帝は自らの職務を「異教徒の侵略や不信心者の破壊からキリストの聖なる教会を武力で守護し、カトリック信仰の知識を教会内で強化すること」と規定し、ローマ皇帝はあくまで教会の統治の受託者とされた⁶。このように中世ヨーロッパ世界は教会権力と世俗権力という2つの焦点をもつ楕円型のキリスト教共同体と考えられる。しかし、この世界観は16世紀の宗教改革により大きな転換点を迎える。宗教改革によりイングランドでローマ・カトリック教会から国教会が分離独立し、当時、世俗権力の象徴である神聖ローマ帝国からの自立傾向を強めていたスペイン・フランスでも教会組織がローマ・カトリック教会から国王の支配下へ移った。こうした動きは神聖ローマ帝国内の領邦でも見られ⁷、ローマ・カトリック教会は解体され、領邦単位に編成されて領邦諸侯の支配下へ移行したのである。そして1555年にはアウクスブルク宗教和議で、「領邦支配者の宗教が領邦の宗教」という原則が確立し、領邦諸侯が教会権力を持つことで従来のローマ・カトリック教会の教会権力は失墜した⁸。そして、このキリスト教共同体の解体を決定づけたのが30年戦争である。16世紀初頭の宗教改革によるプロテスタントの台頭はローマ・カトリック側の反発を招き、各地で宗教戦争を勃発させた。このうち17世紀初めにポ

ヘミアで起きた衝突⁹に端を発し、神聖ローマ帝国内のドイツを中心に繰り広げられた一連の戦争が30年戦争であり、この戦争はスウェーデン、フランス、スペイン、イングランドを巻き込み、両陣営とも決定的勝利を収められず長期化した。そして疲弊した両陣営は共存の道を模索し、1648年にウェストファリア条約を締結した。この条約はアウクスブルク宗教和議を再確認するとともに諸侯に領邦の排他的支配を認めた¹⁰。これによりキリスト教共同体は崩壊して、国王や諸侯は教会権力と世俗権力をともに掌握して主権国家として独立するに至る。以上が西洋国際秩序の唯一の主体である主権国家がキリスト教共同体から自立した過程である。

次に、この主権国家体系が18世紀末にかけて行動規範としての勢力均衡原則を確立する過程をみる。その契機はヨーロッパでの覇権を目指したフランスのルイ14世による積極的領土拡張政策であった。このフランスの動きに対して南ネーデルラント継承戦争では他の主権国家諸国はオランダ(ネーデルラント連邦共和国)を中心として対仏連合を組織して抵抗し、スペイン継承戦争ではハプスブルク家のカール6世がオーストリア領とスペインの王位を兼ねて強大化する可能性が生じると他の主権国家は連合してハプスブルク家の勢力拡大を阻止した。この過程を通じて「特定の一国が支配的な力を確立すること」を阻止する集団的意図が顕著になり、スペイン継承戦争の講和条約であるユトレヒト条約で勢力均衡原則として明文化され、主権国家の行動原則となった¹¹。

しかし勢力均衡原則は覇権の出現阻止により主権国家の主体性を維持する一方で、主権国家間に勢力拡大競争を生じさせ、18世紀後半のポーランド分割¹²のように主権国家として十分な主体性を有さない弱小国は消滅させられた。そのため自国の生存には勢力拡大が不可欠だと認識が共有され、中小国が淘汰された結果、イギリス、フランス、オーストリア、ロシア、プロイセンの5大国¹³が互いに同盟を組み替え、勢力拡大競争をする中で勢力均衡を保つ国際秩序¹⁴が出現した。

以上の過程を踏まえて西洋国際秩序の原理を主体、目標、手段に分けて考える。まず主体に関しては、主権国家を唯一の主体とする。これはキリスト教共同体としての中世ヨーロッパ世界が崩壊し、普遍的な上位主体としてヨーロッパ世界を覆っていたローマ・カトリック教会の教会権力と神聖ローマ帝国の世俗権力が失墜するなかで、ウェストファリア条約により主権国家が教会権力と世俗権力を共に掌握したからである。そして、この主権国家は対内的には国王への権力を集中し、排他的・独占的統治を行うことで、統治空間の範囲を明確に定める国境の重要性を決定づけ、対外的には国家がいかなる国家間の従属関係をも否定することで国家が並列的に存在する世界像を生みだした。したがって西洋国際秩序では、明確な国境を持つ排他的・独占的統治空間としての主権国家が並列的に存在する。この結果を②とする。

次に②から主権国家が並列的に存在する以上、諸国家の上位に位置する共通の権力は存在せず、西洋国際秩序は無政府状態¹⁵である。そして、この無政府状態をイギリスの哲学者トマス・ホブズは「自然状態」と呼び、「人々が全ての人々を威圧する共通の権力なしに生活している時は、万人の万人に対する戦争状態である」¹⁶と規定した。この状況下で「国家とは国家の生存を第一義的に考えることで成立する」¹⁷のであり、主体である主権国家の目標

は生き残りである。したがって西洋国際秩序は無政府状態であるため戦争を常態とし、主権国家は自国の生き残りを目指す。この結果を③とする。

最後に③より無政府状態において、法的に基礎づけられた制度を施行し、強制する統治は不可能である。この状況下では「法ではなく、力関係のみが結果を生む」¹⁸のであり、「パワーをめぐる闘争は生き残りのための闘争そのもの」で、「相対的なパワー・ポジションの改善」こそが国家の生存には不可欠な手段となる¹⁹。ただ西洋においては主権国家が勢力拡大競争による過剰な荒廃を避け、国家間関係を合理的に調整する必要性を痛感したため²⁰、ウェストファリア条約を基礎としユトレヒト条約に代表される国際法の概念を生み、ユトレヒト条約において締約国は「勢力均衡を積極的に追及すべき外交目標」と規定した²¹。しかし③より無政府状態であるため主権国家に法を強制する世界政府は存在せず、国際法に強制力はなかった。以上より自国の生き残りの手段はパワーの極大化と国際法による勢力均衡の維持である。この結果を④とする。

ここまでに西洋国際秩序の原理として以下に示す②③④を挙げた。

②明確な国境を持つ排他的・独占的統治空間としての主権国家が並列的に存在する

③無政府状態のため戦争を常態とし、主権国家は生き残りを目指す

④生き残るためにパワーを極大化するとともに、国際法による勢力均衡の維持に努める

そこで、こうした原理が日清戦争の勃発した19世紀の東アジアにおいてどのように認識されていたかを考えて本章を終える。19世紀後半になるとヨーロッパの主要国は工業化を加速させ、機械化により産業は大規模化した。その結果、大量生産が可能になり、自国市場のみでは経済成長を維持できなくなったことで海外市場獲得への圧力が高まった²²。そこでヨーロッパ諸国は原料や資源、市場を求めてアジア・アフリカ等へ進出し、その地域を資本主義体制へと包摂した。ここに至り国際法はヨーロッパとは異なる社会との関係を制度化する必要に迫られた。19世紀後半の国際法学者ロリマーによれば、世界は「文明人」「野蛮人」「未開人」の国に分類でき、「文明人」の国とは国際法主体としてのアメリカを含むヨーロッパ諸国であり、「野蛮人」の国は国内法の整備が不十分なため不完全な国際法主体とされ、「文明国」が付与した領事裁判権により通商は可能となるトルコ、ペルシャ、中国、日本とされた。そして「未開人」の国とは残りの全ての地域のことで、国際法の主体とはなり得ず、たとえ現地で独自の国を作っても国際法上は「無主の地」と見なされ先占の法理²³により「文明国」の領土・植民地とされた²⁴。このように西洋国際秩序は世界をヨーロッパと非ヨーロッパに分類して扱う二重構造を有しており、その中で国際法はヨーロッパ諸国が非ヨーロッパ諸国を植民地化することを正当化するイデオロギーとして機能した。この結果、「喜望峰より以東良心の必要なし」や「アメリカ以西神は照覧したまわず」と言われ²⁵、ヨーロッパの外部は無法地帯となった。そのため19世紀の日本が投げ込まれた西洋国際秩序は④の「国際法による勢力均衡の維持」は適用されない、まさに弱肉強食の世界であった。この結果を④*とする。そして以下の②③④*が日清戦争当時の日本が包摂されていた西洋の国際秩序観である。

②明確な国境を持つ排他的・独占的統治空間としての主権国家が並列的に存在する

③無政府状態のため戦争を常態とし、主権国家は生き残りを目指す

④*生き残るためにパワーを極大化する

2. 東洋の国際秩序観

次に西洋と対をなす東洋の国際秩序観について考える。19世紀東アジアの国際秩序である中華帝国の国際秩序は秦から帝国を受け継いだ漢の時代に確立し、以後2000年以上にわたり存続した²⁶。この秩序体制である朝貢体制を理解するには、その理念的基盤である儒教を理解する必要がある。「力を以て仁を仮るものは覇たらん・・・徳を以て行うものは王たらん・・・力を以て人を服するものは心服せしむるにはあらず、力の贍らざればなり、徳を以て人を服するものは中心より悦びて誠に服せしむるなり」²⁷と言うように儒教は物質的な「力」による霸道ではなく、君主の「徳」による王道を重視する。これは君主が徒に富強をはかり軍備の増強に努めることは結果として民を苦しめ、こうした虐政を行う君主に民が服するはずがなく、民の支持なき君主は結局は没落せざるを得ない。これに対して、民を苦しめず仁政を施す君主には民は喜んで服する²⁸という発想に基づいている。つまり東洋国際秩序は力を否定して徳による統治を肯定するのである。この結果を⑤とする。

そして、この王道思想に基づく徳治の論理では理念上、有徳者に天命が下り、その天命を受けた有徳者が皇帝として地上の全て、すなわち「天下」を徳によって統治する²⁹。有徳者である皇帝の徳は普遍的であり、皇帝を中心として同心円状に無限に広がることから、「君子の徳は風、小人の徳は草、草は風にあたれば必ずなびく」³⁰と言い、風のように自然に及んで来た皇帝の徳に民はなびくように感化され、教化を受け入れた者は、「近き者よろこび、遠き者慕い来たる」³¹と言うように有徳者たる皇帝のもとに自発的に慕い寄ってきて皇帝の統治の恩恵に浴すことになり、そうした人々の生活空間が皇帝の統治する領域になると考えられた。そのため中華帝国の領域観は皇帝の徳が無限に広がる以上、「普天の下、王土に非ざるなく、率土の浜、王臣に非ざるなし」³²と言うように無限に広がる地上の全ての土地となり、その領域に国境のような絶対的境界線は存在しない。また領域において例外的に皇帝の徳による教化を受け入れない頑迷な民も排除されることなく、教化の外にある「化外」の民として認められ、皇帝の統治の恩恵は与えられないが、全体の調和や安寧を乱さぬ限りは懲罰されることもなかった。これは⑤のように力による強制を否定し、徳治という極めて抽象的な統治のあり方により例外をも許容する柔軟な対応をすることで、結果的に安寧が達成されれば、それは皇帝の徳の普遍性の担保になるという発想に基づいている。以上のように中華帝国の領域は明確な境界を持たず、皇帝の徳の普遍性により例外をも許容する多様な統治空間として地上の全ての土地を覆うとされた。この結果を⑥とする。

さらに、この徳という概念を秩序維持のために具体化したのが「礼」の実践であった。それは有徳者である皇帝が邪な考えを持たず、ただ清々として自ら礼を実践すれば、民は自然と感化され自らも進んで礼を守るようになり、その結果、礼に包まれた秩序が出現すると考えられたのである。しかし、実際には皇帝が礼を実践するだけでは統治範囲を無限に拡大することはできず、皇帝の利用できる資源にも限りがある。こうした現実と、天下を普く支配する皇帝という建前との落差を解消するための制度として創られたのが朝貢体制である。こ

の朝貢体制は漢の時代に皇帝が現実には自らの直接的支配の及ばない周辺国の国王に対して、皇帝の徳を慕い貢物を持って来て臣従する「朝貢」という儀式をさせ礼を尽くさせることにより、皇帝はこの者を臣下として周辺国の国王に任命し(冊封)、その国の民の統治を委ねるといふ体制である。この体制により、皇帝は自らの徳を誇示するとともに、理念的には周辺国の領域をも自らの帝国の領土とすることができ、普遍的な中華帝国を体現できる³³という利点があり、周辺国の国王にとっても皇帝に礼を尽くし、形式上は皇帝の臣下となることで国王として従来の支配体制を維持したまま統治を継続できるだけでなく、「事大・字小」³⁴という徳治の論理を利用することで、自らが外敵に脅かされた時は臣下として皇帝からの援軍を受けることもできる³⁵のであり、軍事的に帝国に依存できる利点があった。このように東洋国際秩序は礼の実践による朝貢体制により周辺国を包摂し、ゆるやかに統合することで秩序を維持した。この結果を⑦とする。以下の⑤⑥⑦が東洋の国際秩序観である。

⑤力を否定して徳による統治を肯定する

⑥中華帝国の領域は明確な境界を持たず、皇帝の徳の普遍性により例外をも許容する多様な統治空間として地上の全ての土地を覆う

⑦礼の実践による朝貢体制により周辺国を包摂し、ゆるやかに統合することで秩序を保つ

3. 東西国際秩序観の相違点と衝突の必然性

まず、議論の前提として日清戦争当時の外務大臣・陸奥宗光の分析枠組を採用する。すると、

①日清戦争は日本の西洋国際秩序観と清国の東洋国際秩序観の対立である

と考えることができ、ここで言う 19 世紀の東アジアにおいて日本が組み込まれていた西洋国際秩序観とは②③④*である。

②明確な国境を持つ排他的・独占的統治空間としての主権国家が並列的に存在する

③無政府状態のため戦争を常態とし、主権国家は生き残りを目指す

④*生き残るためにパワーを極大化する

他方で、日本がこうした西洋国際秩序観に組み込まれる遥か以前から 19 世紀に至るまで東アジアでは中華帝国による⑤⑥⑦の東洋国際秩序観が存在していた。

⑤力を否定して徳による統治を肯定する

⑥中華帝国の領域は明確な境界を持たず、皇帝の徳の普遍性により例外をも許容する多様な統治空間として地上の全ての土地を覆う

⑦礼の実践による朝貢体制により周辺国を包摂し、ゆるやかに統合することで秩序を保つ

ここで「相手国の社会の基本秩序に変容を迫るものが戦争」³⁶であり、日清戦争が①より東西国際秩序観の対立であれば、東洋と西洋の国際秩序観には互いに変容を迫るべき相容れない相違点が存在するはずである。

日清戦争の原因となった東西国際秩序観の相違点は両者のもつ国家観の違いに集約できる。西洋の近代とは世界規模での海外進出を通して自らとは異なる生活形態や文化を持つ地域を「発見」していく過程であり、西洋にとっては自己の外部である非西洋の発見である。そし

て「外なる他者の発見は翻って内なる自己の確認を要求する」³⁷という仕方で〈自己-非自己〉の領域確定をもたらした。これが②で示される〈内-外〉を明確に分ける国境の概念を支え、境界で区切られた内部に均一な統治空間を有する主権国家が並列的に存在する国家観を成立させた。これに対して東洋では、⑥で示すように「天下」を覆う普遍性を前提とするため中華帝国は「世界の真の中心的単位を自己以外には認めない」³⁸。そして「支那人などの如く、我国より外に国なきが如く。外国の人を見ればひとくちに夷狄々と唱え、四足にてあるく畜類のようにこれを賤しめ」³⁹るのであり、「〈内-外〉の対立が生じる以前の空間は厳密な意味での「内部」を有しない」⁴⁰ことから中華帝国においては境界で区切られた内部を有する主権国家は存在し得なかった。このことは次の一節が示す通りである。「東亜問題は・・・之を究竟すれば、唯だ清国の未だ「国」たるを得ざることは其の原因たりといふべし」⁴¹。さらに中華帝国においては皇帝を中心として同心円状に放射される徳は無限に広がると考えられ、境界の存在は皇帝の徳の限界を意味するため理念的に否定された。そして帝国の辺境が流動的で不確定であることにおいて帝国は生命力を持ち続け、茫然たる外縁により他者についての意識を無化することで外部を持たない無限性を保持したのである⁴²。この閉じることのない開放系としてあるべき中華帝国は、明確な国境の固定化により均一な統治空間を並列的に配置する閉鎖系としての主権国家とは互いに排反事象の関係にあり、両者にとって相手の国際秩序観を認めることは自己の国際秩序観の否定と同義である。ここに両者は本質的に相容れない相違を有しているのであり、日清戦争の国際秩序観のレベルにおける衝突の必然性が示されたのである。

4. 西洋の〈世界化〉と世界の多元化

日清戦争において中華帝国は敗北した。これは⑤の力を否定して徳を肯定する東洋国際秩序が、④*のパワーの極大化を追求する西洋国際秩序とパワー(力)において対決した場合、当然の結果であった。そして、この敗北により東洋国際秩序観は事実上消滅し、世界は西洋国際秩序観に覆われることとなる。

では、東西国際秩序観の相剋としての日清戦争が現代に語りかけるものは何か。それは世界の多元性への視点である。現代において世界は「西暦」の時間軸に従って編成され、それ以外の算年基準を持たない⁴³。この自明性は2つのことを意味している。ひとつは世界がひとつの同じ歴史的〈時間〉を共有していること、そしてもうひとつは、その〈時間〉が西洋の創出した時間に準拠していることである。日清戦争により西洋は〈世界化〉し、世界がひとつになることで時間が共有され、歴史が統合された。そして今では共通の時間の中で人々は歴史を語り、現在を規定している。ヘーゲル以後の「世界史の哲学」は世界史の舞台をただひとつと考え、そのひとつの舞台へ歴史の各段階において中心的役割を果たす西洋の諸民族が登場すると考えたのである。しかし“history”は「歴史」を意味すると同時にフィクションとしての「物語」をも意味するのであり、「世界史の舞台とは畢竟人間存在に他ならない」⁴⁴のであれば、「世界史」に基づいて世界を認識することは西洋という価値尺度により無数の「現実」をふるいにかけて世界のイメージを構成することに他ならない。そして、そうであ

るならば、世界にはふるいにかけてる前の無数の「現実」があり、その世界の「現実」を認識する価値尺度が変われば「物語」である「歴史」認識も変わり、世界史の舞台は多元化する。そして、この世界の多元性への視点を現代に投げかけるものこそが国際秩序観の相剋としての日清戦争である。現代において、こうした多元的な視点により西洋中心の「世界史」を相対化しない限り、東アジアの領有権問題に見られる現代中国の領土拡大政策や、中国による国家の論理を超えたグローバル・ガバナンスとしての「天下体系」論⁴⁵、そして胡錦濤・国家主席の2005年9月の国連総会での「持続的平和、協同繁栄の和諧世界建設」というスローガンを理解することはできないのではないか。近代において「西欧が世界の覇者となったのは、理念や価値観、宗教が優れていたからではなく、組織的な暴力行使が優れていたから」⁴⁶であるならば、「西から東へのパワー・シフト」⁴⁷によって再び21世紀の東西国際秩序観は競合し始めており、世界史の舞台は多元性を呈し始めているのである。

おわりに

最後に19世紀東アジアにおける東西国際秩序観の狭間で日本がどのような道を歩んだかを見ておきたい。日本は遣唐使の廃止以後は室町幕府の一時期を除いて中華帝国に包摂されたことはなく⁴⁸、徳川幕府による鎖国政策や島国という地理的条件により国境が意識しやすかったため、19世紀の東アジアにおいて西洋の国際秩序観を受容した。明治政府の外務卿・副島種臣が「此の世の中は如何なる世の中と思ふぞ。強国は弱国を併呑して日々其封疆を開くを以て務となす、之を争奪世界と云ふ。・・・兵力なければ争奪世界には立たれぬ者なり」⁴⁹と述べたように極めて正確に西洋国際秩序の原理を認識していた。そして福澤諭吉が「一切万事、西洋と其色を同うして其間に異相あるを覚へざらしめ」⁵⁰と言うように極端なまでの欧化主義を採り、日本は従来 of 太陰暦を捨て太陽暦である西暦を導入するために「明治5年12月3日をもって明治6年1月1日とし、明治6年を西暦1873年とした」⁵¹のである。この1873年こそが日本が西洋の〈世界化〉の過程で西洋国際秩序に包摂された時点であり、この東アジアから西洋への必死の跳躍により、それまでの日本の「東アジアにおける歴史」の疎外⁵²が生じた。その後、西洋世界において日本が頭角を現すにつれて黄色人種であるがゆえの差別的なまなざしが「黄禍論」として顕在化し⁵³、他方では「日本人はヨーロッパのやり方を真似て我がアジアを侵略する。こういう日本人がどうしてアジア人でありえるのか」⁵⁴と孫文が言うようにアジアからも疎外された。結局、日本は西洋を真似ても西洋にはなれず、アジアを脱したためアジアにも居場所をなくした。こうした疎外感が西洋の〈時間〉を生きる中で「今この場所にいる時間と、自分の内側を貫く過去からの時間の埋めがたいズレを露わ」⁵⁵にし、西暦に準拠しつつも、一度は自ら疎外した東アジアにおける歴史の時間としての元号を日本独自の制度的時間として確保することで、今なお2つの歴史の時間を生きているのである。そして、その意味で日本人は「自己についての確実性を欠いた存在として自己了解し、自らについて問う存在」であり、「必然性を通じてではなく可能性を通じて自己に関係する」⁵⁶民族だと言えるのではないだろうか。

注

- 1 陸奥宗光 『蹇蹇録』 59 頁。
- 2 山本有造(編) 『帝国の研究』 78 頁。
- 3 本稿において西洋とはヨーロッパ、東洋とは日本を除くアジアの東部および南部とする。
- 4 ヘドリー・ブル 『国際社会論』 9 頁。
- 5 山影進(編) 『主権国家体系の生成』 35 頁。
- 6 J.B.モラル 『中世の政治思想』 36-37 頁。
- 7 当時の神聖ローマ帝国はドイツ、イタリア、ブルグントの 3 王国で構成されていた。
- 8 山影進(編) 『主権国家体系の生成』 92 頁。
- 9 30 年戦争の発端はボヘミア地方の宗教的対立であり、ボヘミアはローマ・カトリック側である神聖ローマ帝国(ハプスブルク家)の支配下にありながら、プロテスタント勢力が強いことで知られており、新たにボヘミアの統治者になったフェルディナント(のちの皇帝フェルディナント 2 世)が熱心なカトリック信者であったため、従来ボヘミアで認められていたプロテスタントの活動を弾圧した。これが原因となり勃発した帝国内の反乱が 30 年戦争の端緒となった。
- 10 山影進(編) 『主権国家体系の生成』 21 頁。
- 11 同上書 180-187 頁。
- 12 ポーランド分割とは、当時のヨーロッパにおいて勢力均衡を維持するための武力行使は正当化されていたことから、勢力拡大競争を繰り返していたオーストリア、ロシア、プロイセンが互いの勢力均衡を保つという理由でポーランドを 3 カ国で分割した結果、ポーランドが主権国家としては消滅した事件のこと。
- 13 ここで大国とは大規模な人口、資源、経済力を誇り、自国の領域を超えて広汎な利害関係を有し、どのような他の国家に対しても戦争を企画できる主権国家のこととする。
- 14 これはヘドリー・ブルの定義に従い、主権国家が併存している「国際体系」の段階から、勢力均衡原則という共通の制度により主権国家の生存を維持する「国際社会」の段階へ進展したことで国際秩序が出現したということ。
- 15 ここで無政府状態とは、単に諸国家に共通の権力としての世界政府が存在しない状態を示すのであって、無秩序、混沌を意味しない。つまり、無政府状態においても一定の秩序は存在するという立場を本論では採っている。
- 16 ホップズ 『リヴァイアサン』 (1) 210 頁。
- 17 Hans J.Morgenthau, “Politics Among Nations” , p.9.
- 18 Kenneth N.Waltz, “The Theory of International Politics” ,p.112.
- 19 Nicholas J.Spykman, “America’s Strategy in World Politics” , p.18. ここで Hans J.Morgenthau, “Politics Among Nations” , p.127-168, p222-233.によればパワー(国力)として地理、天然資源、工業力、軍備、人口、国民性、国民の士気、外交の質、政府の質の 9 つの要素が挙げられるが、要素間の比重が不明確な上に、物質的・非物質的要素が混在しておりパワーの正確な計算が出来ず常に不確実性を伴い、このことが各国を他国に対

して常に優位に立とうとするパワー追及の衝動へと駆り立てた。

- 20 小林啓治 『国際秩序の形成と近代日本』 24 頁。
- 21 同上書 25 頁。
- 22 吉川宏 『国民国家システムの変容』 97 頁。
- 23 先占とはいかなる主権国家の領域にも属さない地域である無主地を主権国家が領有の意思表示をした上で実効的に占有すること。
- 24 小林啓治 『国際秩序の形成と近代日本』 34 頁。
- 25 岡義武 『国際政治史』 34 頁。
- 26 木村幹 『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識』 20 頁。
- 27 金谷治(訳) 『孟子』(上)125 頁。
- 28 木村幹 『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識』 15-16 頁。
- 29 宮嶋博史ら(編) 『植民地近代の視座』 75 頁。
- 30 久米旺生(訳) 『論語』 177 頁。
- 31 同上書 191 頁。
- 32 茂木敏夫 『変容する近代東アジアの国際秩序』 4 頁。
- 33 木村幹 『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識』 21 頁。
- 34 事大とは「大に事(つか)える」ことであり、小国は大国に事えることで大国からの保護・優待を得られ、字小とは「小をおもいやる」ことであり、大国は小国に事えられれば小国をおもいやる責務が生じ、それを怠れば有徳者としての皇帝の権威に傷がつくという関係のこと。
- 35 木村幹 『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識』 25 頁。
- 36 加藤陽子 『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』 42 頁。
- 37 木岡伸夫 『風土の論理』 27 頁。
- 38 丸山眞男 『忠誠と反逆』 205 頁。
- 39 福澤諭吉 『福澤諭吉全集』(第 3 卷) 31 頁。
- 40 木岡伸夫 『風土の論理』 302 頁。
- 41 陸羯南 『陸羯南全集』(第 6 卷) 74 頁。
- 42 山本有造(編) 『帝国の研究』 91 頁。
- 43 西谷修 『世界史の臨界』 12 頁。
- 44 和辻哲郎 『和辻哲郎全集』(第 11 卷) 199 頁。
- 45 Zhao Tingyang, “A Political World Philosophy in terms of All-under-heaven” ,p.5-18.
- 46 サミュエル・ハンチントン 『文明の衝突』 69 頁。
- 47 土佐弘之 「クロノトポスの政治的変容」『現代思想 2012 年 12 月号』 59 頁。
- 48 佐藤誠三郎 『「死の跳躍」を越えて』 47-48 頁。
- 49 マーク・ピーティアー 『植民地』 25 頁。
- 50 福澤諭吉 『福澤諭吉全集』(第 9 卷) 531 頁。
- 51 西谷修 『世界史の臨界』 4-5 頁。
- 52 宮嶋博史ら(編) 『植民地近代の視座』 169 頁。

53 米原謙ら 『東アジアのナショナリズムと近代』 297 頁。

54 同上書 261 頁。

55 磯前順一 『喪失とノスタルジア』 12 頁。

56 酒井直樹 『日本思想という問題』 86 頁。

参考文献

磯前順一 『喪失とノスタルジア』(みすず書房、2007)

岡義武 『国際政治史』(岩波書店、1955)

加藤陽子 『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』(朝日出版社、2009)

金谷治(訳) 『孟子』(朝日新聞社、1978)

木岡伸夫 『風土の論理』(ミネルヴァ書房、2011)

木村幹 『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識』(ミネルヴァ書房、2000)

久米旺生(訳) 『論語』(徳間書店、1996)

小林啓治 『国際秩序の形成と近代日本』(吉川弘文館、2002)

酒井直樹 『日本思想という問題』(岩波書店、1997)

佐藤誠三郎 『「死の跳躍」を越えて』(都市出版、1992)

サミュエル・ハンチントン 『文明の衝突』(集英社、1998)

J.B.モラル 『中世の政治思想』(平凡社、2002)

土佐弘之 「クロノトポスの政治的変容」『現代思想 2012年12月号』(青土社、2012)

西谷修 『世界史の臨界』(岩波書店、2000)

ヘドリー・ブル 『国際社会論』(岩波書店、2000)

ホッブズ 『リヴァイアサン』(岩波書店、1992)

マーク・ピーティアー 『植民地』(読売新聞社、1996)

丸山眞男 『忠誠と反逆』(筑摩書房、1992)

宮嶋博史ら(編) 『植民地近代の視座』(岩波書店、2004)

陸奥宗光 『蹇蹇録』(岩波書店、1983)

茂木敏夫 『変容する近代東アジアの国際秩序』(山川出版社、1997)

山影進(編) 『主権国家体系の生成』(ミネルヴァ書房、2012)

山本有造(編) 『帝国の研究』(名古屋大学出版会、2003)

吉川宏 『国民国家システムの変容』(学術出版会、2008)

米原謙ら 『東アジアのナショナリズムと近代』(大阪大学出版会、2011)

Kenneth N.Waltz, “The Theory of International Politics”

(Massachusetts:Addison-Wesley,1979)

Hans J.Morgenthau, “Politics Among Nations” (New York:Knopf,1958)

Nicholas J.Spykman, “America’s Strategy in World Politics” (New York:Harcourt,Brace and Company,1942)

Zhao Tingyang, “A Political World Philosophy in terms of All-under-heaven”
(Diogenes,221,2009)